

◎答申書(区割り)の構成(案)

答申書(区割り)の構成(案)	備考
○行政区画の編成について(答申) 市長へ答申する旨のかがみの文章です。	原本には会長印を押印して答申します。
○答申書の表紙 答申書の表紙です。	他市の例でも通常見られるものです。
○答申に当たって 答申に当たっての前置き部分です。	「答申に当たって」、「はじめに」、「序論」というように表現振りは異なりますが、他市の例でも通常見られるものです。
○行政区画の編成について 諮問された「行政区画の編成(区割り)」に対する答申の部分です。 ①区名 (例：(仮称)A区、(仮称)B区、・・・) ②各区の区域 を明記します。	答申の本体部分であり、必須事項です。
○附帯意見 行政区画の編成(区割り)の議論をしてきた中で出された意見、要望などについて、答申の附帯意見としてまとめます。	他市の例でも附帯意見を付している例が見られます。 <例> ○岡山市行政区画等審議会「特段の配慮を要請」 (1)行政区の機能についての大区役所制の採用及び行政区の機能の均一化 (2)日常生活に密着した窓口サービスについてのすべての区におけるサービス提供 (3)サービス拠点不足区域へのサービス拠点の配置の配慮 (4)身近な市民サービスについては、公共交通機関により利用できるよう配慮及び交通網が不足する場合の交通事業者への要請等の対策 ○新潟市行政区画審議会「今後特段の配慮を払われることを要望」 (1)「政令指定都市新潟」の姿について、積極的な情報提供及び住民理解を得るよう配慮 (2)区内及び区間の交通網の具体的な整備の検討 (3)河川の対岸に旧市町村地域が一部残る「飛び地」についての解消 (4)区役所について、政令市移行後に住民の意向を踏まえ、適地への新設も含めた検討 (5)区役所から遠隔地にある地域についての出張所等の設置
○本答申の考え方 答申の区割りとした理由について述べるものです。	他市の例でも通常見られるものです。
○参考資料 ・ 諮問書(写) ・ 審議会開催状況 ・ 委員名簿 参考として資料を添付するものです。	参考資料を付けている場合も見られます。 <例> 諮問書の写し、審議会の条例、委員名簿、審議会開催状況など